



平成 24 年 5 月 9 日

各位

会 社 名 はごろもフーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 溝口 康博
(コード番号 2831 東証第二部)
問合せ先 取締役 経営企画部担当
後藤 佐恵子
(TEL. 054-354-5000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 9 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更を平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 83 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 資本政策および配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款第 45 条（期末配当金）を変更し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第 6 条（自己の株式の取得）を削除するものです。
- (2) インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう定款変更案 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものです。

2. 変更予定日

平成 24 年 6 月 28 日（木）

3. 変更内容

変更の内容は、次頁のとおりです。

(下線部は、変更部分です。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第6条</u> 当社は、取締役会の決議によって市場取引により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第7条～第18条 (条文省略)</p> <p>[新設]</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第45条 当社は株主総会の決議によって<u>毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下、期末配当金という。)</u>を支払う。</p> <p>[新設]</p> <p><u>2. 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p>[削除]</p> <p>第6条～第17条 (現行通り)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第18条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い電磁的方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(剰余金の配当・自己株式の取得等)</p> <p>第45条 当社は毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し金銭による剰余金の配当を支払う。</p> <p><u>2. 当社は、剰余金の配当および自己株式の取得等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定めることができる。</u></p> <p><u>3. 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

以上